

三好丘行政区規約

私達は、みよし市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎと潤い
満ちたよりよい地域共同生活を創造するため、三好丘行政区を組織し、ここに三好丘行政
区規約を定める。

第一章 総 則

(名称及び構成)

第1条 この行政区は三好丘行政区（以下「行政区」という。）と称し区域内の住民
（以下「区民」という。）をもって構成する。

(目的)

第2条 行政区は、区民の福祉の向上と住みよい町づくりを図ることを目的とする。

(運営の基本理念)

第3条 行政区の運営は、区民の個性と自主性を尊重し、区民の総意を前提として民主
的に運営されなければならない。

(区域)

第4条 行政区の区域は、三好丘区域内とする。

三好丘区域とは、三好丘1丁目、三好丘2丁目、三好丘3丁目、三好丘4丁目
三好丘5丁目、三好丘6丁目、三好丘7丁目、三好丘8丁目の区域をいう。

(事務所)

第5条 行政区の事務所は、三好丘集会所に置くものとする。

(事業)

第6条 行政区は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の親睦に関すること
- (2) 区民の相互扶助並びに福祉に関すること
- (3) 区民の生活環境整備並びに生活安全に関すること
- (4) 地域のコミュニティー活動に関すること
- (5) その他

第二章 隣 組

(隣組)

第7条 行政区に隣組を設ける。

(別紙の三好丘行政区の組分け図を参照)

- 2 隣組の区域は、地理的条件等を考慮して定める。
- 3 区民数の増減により、大幅な変動が生じた場合、役員会は組割り変更を行う。

(組長及び班長)

第8条 隣組に組長と班長を置く。

- 2 組長と班長の人数は隣組内の区民の意思決定による。
- 3 組長と班長の任期は原則として1年とし、隣組内の区民の持ち回りにより交代するものとする。
- 4 組長は、隣組の区民の協力を得て次のことを行う。
 - (1) 区民の意見のとりまとめ及び行政区運営への参画
 - (2) 隣組内における行事の企画及び実施
 - (3) 地域住民の異動状況の把握及び連絡調整
 - (4) 区費等の徴収
- 5 班長は、組長を補佐する。

第三章 役 員

(役員)

第9条 行政区に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 区 長 | 1 名 |
| (2) 区長代理 | 若 干 名 |
| (3) 会 計 (組長兼務) | 1 名 |
| (4) 組 長 | 各組1名 |
| (5) 会 計 監 査 | 1 名 |
| (6) 顧 問 | 若 干 名 |

- 2 役員を選考は選考委員会方式とし、運営細則でこれを定める。
- 3 役員を選任は総会の議決による。(顧問は、内1名は原則として前任区長がその任にあたる。ただし区長の任期と同一とする。)

- 4 役員が欠けた場合の後任役員の選任は、役員会及び組長会議の議を経て決する。
- 5 区長・区長代理は専任とし、三好丘行政区全体より選出する。
- 6 区長・区長代理の選出は、運営細則の第2条の定める役員選考会にて行う。
- 7 区長代理は、原則として前年度組長より選出する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年(4月1日から翌年3月31日)とし、再任を妨げない。

- 2 区長の任期は、原則2年までとする。ただし役員選考委員会が適任であると認めた場合には、連続3年まで認める事とし役員会の承認を得るものとする。
- 3 区長代理の再任に関しては、区長の再任規則と同じとする。
- 4 役員が欠けた場合の後任役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 区長は、区務を掌理し、行政区を代表する。
- (2) 区長代理は、区長を補佐し区長事故ある時は、その任務を代行すると共に、会議掌理する。
- (3) 会計は、行政区の会計事務を掌理する。
- (4) 組長は、区務を審議する。
- (5) 会計監査は、行政区の会計事務を監査する。

(役員会)

第12条 役員会は、第9条の役員(会計監査:顧問を除く)で構成する。

- 2 定例役員会は、毎月開催するものとする。但し、緊急の必要が生じた場合にはその都度、区長は臨時役員会を開催することができる。

(部の設置等)

第13条 区長は第6条の事業を達成するため、必要に応じて次の部を置き、役員並びに他の団体の長の中からその部長を指名することができる。

- (1) 防災・防犯・環境部— 区民の生命の安全確保、財産の保全及び防犯の促進を図るとともに、住み良い環境の整備に関すること
- (2) 文化部— 地域住民の文化活動及びコミュニティ活動の円滑な推進に関すること
- (3) 体育部— 体育事業の企画・推進に関すること
- (4) 広報部— 行政区の活動の広報活動を進める。

『行政区便り』の作成と三好丘行政区ホームページの維持

- 2 部長は、部の事業を遂行するにあたり対外的な関係会議に出席する場合は、区長を通じて出席するものとし、その会議の結果については、役員会に報告するものとする。

(役員等の手当)

- 第14条 行政区は役員等がその職務を遂行する上で要する経費については、それを支弁しなければならない。
- 2 役員等の手当は運営細則でこれを定める。

第四章 総 会

(総会)

第15条 総会は、行政区の世帯主（又はその代理世帯員）をもって構成する。

- 2 総会は次の事項の審議または議決を行う。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他行政区運営の基本方針に関する事項

(召集)

第16条 総会は、定期総会と臨時総会とし、区長がこれを召集する。

- 2 定期総会は、毎年3月に開催するものとし、臨時総会は必要の都度開催するものとする。

(議長)

第17条 議長は、役員の中から互選により選出する。

(議事)

第18条 総会は第15条第1項に規定する総会の構成員の三分の一以上の出席により成立する。但し、委任状の提出があった場合は、これを出席したものと見なす。

- 2 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第五章 財 務

(区費)

第19条 行政区の運営経費は、区費・市からの補助金及び業務委託金・寄付金その他の収入を もって、これにあてる。

- 2 持家世帯の区費は、1世帯当たり月額500円とする。
但し、3月31日現在で、70歳以上の単身世帯の区費は月額250円とする。
- 3 アパート等賃貸共同住宅世帯の区費は、1世帯当たり月額250円とする。
但し、3月31日現在で、70歳以上の単身世帯の区費は100円とする。
- 4 学生を含む独身寮又は単身用アパートの居住者の区費は、1戸あたり月額100円とする。
- 5 事業所等の区費（特別会費）は、月額500円とする。（6,000円／年）
- 6 年度途中の転入世帯については、転入の翌月分から徴収する。
- 7 一度納入された区費は、原則として返却しない。

但し、区外転出の場合、区費返却申請書の提出があれば、転出する翌月分以降の前払い分を返却する（理由：現在は異動届に加え、区費返却申請書の書類の提出をお願いしている為）

- 8 必要ある時は、総会の議決を経て、臨時区費を徴収することができる。
- 9 区費納入において手数料等が生じる場合は納入者の負担とする。

(行政区基金の積立て)

第20条 行政区の基金は、自然災害の有事に対する備えと共に、三好丘行政区が管理運営する施設・備品の、高額な修理や購入を必要とする不測の事態に対する備えとして積み立てる。

(会計年度及び予算・決算)

第21条 行政区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、その予算及び決算について、会計年度毎に総会の承認を得なければならない。但し、3月分の収支については見込み決算を含めることができるものとし、この場合は翌年度第1回役員会で承認を得なければならない。

第六章 雑 則

(規約の改廃)

第22条 この規約を改廃する場合は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

- 付則 この規約は平成3年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成6年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成11年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成14年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成16年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成17年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成23年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成25年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成26年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成28年4月1日から施行する。
- 付則 この規約は平成29年4月1日から施行する。

三好丘行政区運営細則

(目的)

第1条 この細則は、行政区運営の細部を定めるところにより、区民の参加と責任を明らかにし、その運営を円滑に行うために、これを定める。

(役員選挙)

第2条 行政区規約第9条の規定により、次のとおり役員選挙の細則を定める。

- (1) 役員は、役員選考委員会（以下「委員会」という。）により候補者を選考したうえで、総会において信任決議をうけて決定する。
- (2) 役員改選にあたっては、任期満了3ヶ月前までに委員会を発足させる。委員会は組長7名（三役を除く）によって構成される。
- (3) 委員会は、互選により委員長1名を選任し、その指揮により定数の候補者を選考する責任を負う。
- (4) 委員会は、総会の2ヶ月前までに選考を終え、直ちに役員会に報告しなければならない。
- (5) 委員会は、選考にあたっては十分に役員としての職責に耐える者を選考すると共に、事前に候補者の了承を受けるものとし選考されたものは、相当の理由がなければこれを拒めないものとする。

(役員等の手当)

第3条 行政区規約第14条に定める役員等の手当は次のとおりとする。

- (1) 区 長——年額 180,000 円
- (2) 区 長 代 理——年額 100,000 円
- (3) 会 計——年額 80,000 円（組長兼務）
- (4) 組 長——年額 60,000 円
- (5) 会 計 監 査——年額 3,000 円
- (6) 班 長——粗 品（6ヶ月以上班長を務めた場合）
- (7) 顧 問——無 償
- (8) 行政区特別役員 ——年額 30,000 円

2 前項において、複数の役職にまたがる場合は、どちらか多額の方とする。

3 行政区特別役員とは組長以外で、行政区の役員を務めていただく方をいう。

その役職は以下の人をいう

- ① 三好丘防犯パトロール隊長

② 花づくり推進委員

③ その他必要な役員

(組長の役割)

第4条 組長は、行政区活動の隣組の代表として次の役割を担当する。

- (1) 隣組内の総括をし、諸問題の処理について区長と連絡をとる
- (2) 会計の指示により、区費その他の徴収金を徴収する
- (3) 隣組内の人員を把握し、その異動を区長に届ける
- (4) 区長の指示により、各種回覧、配布等を行う
- (5) 環境美化活動の清掃責任者となる
- (6) 隣組内の意見、要望等を役員会へ提案する
- (7) その他区長の指示する事項を実施する

(帳簿等の整理保管)

第5条 行政区の公式帳簿として、別表第1のとおり整理保管する。

- 2 整理保管責任者は、交代の際に必ず前責任者からその全部を引き継ぐものとする。
- 3 書類等は、専用の書類箱をもって管理しなければならない。

(弔慰規定)

第6条 行政区における弔慰については、次のように対処する。

- (1) 区民の告別式には、区を代表して区長が参列する。
- (2) 区民の弔慰は、別表第2のとおりとする。

2 前項に該当する者は、組長に申し出を行い、組長は区長に連絡するものとする。

(区費の免除)

第7条 世帯主とその同居家族が、出張等で3ヶ月以上にわってその持家を不在にする方で申請書を提出し受理された場合は、その間の区費を免除することができる。

(班長・組長の免除)

第8条 世帯主が当該年度の4月1日現在で75歳以上の方で、本人から申出がある場合、組長・班長を免除することができる。

2 世帯主が当該年度の4月1日現在で未就学児を持つ母子、または父子家庭で、本人から申し出がある場合は、当該年度の組長就任を保留することができる。

(改廃)

第9条 この運営細則を改廃する場合は、総会において、その出席者の過半数の同意を必要とする。

- 付 則 この運営細則は平成3年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成6年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成11年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成14年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成16年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成17年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成23年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成24年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成25年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成26年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成29年4月1日から実施する。
- 付 則 この運営細則は平成30年4月1日から実施する。

別表第1（第5条関係）

帳簿等の名称	整理保管責任者	保管年限
行政区規約	区 長	永 年
区民台帳	区 長	永 年
予算・決算・監査報告	会 計	10 年
総会議事録	区 長	10 年
運営細則	区長代理	永 年
役員会会議録	区 長	5 年
行事資料	部 長	3 年

別表第2（第6条関係）

世帯主死亡	10,000 円と生花一基
家族死亡	5,000 円と生花一基

三好丘行政区の組み分け図

